

「令和8年度障害者雇用マッチング機会創出支援事業業務」企画提案に関する質問書への回答

宮城県経済商工観光部雇用対策課

No.	質問	回答
1	・イベント等の周知を郵送で行う場合、企業等の目に留まりやすいよう宮城県の封筒を使用することは可能か？（一般の封筒では、他の郵便物に紛れてしまうリスクがあるため）	・本事業においてイベント等を実施するにあたり、資料を郵送する場合、県章の使用承認申請を県に提出し、承認された範囲で封筒等に県章を印刷し、使用することができます。 なお、本事業の実施に必要となる封筒の調達や資料の作成に要する経費は、事業費から支出する必要があります。
2	・スムーズに宮城県事業を運営するために、宮城県が最終決裁を行う必要がある内容と、委託事業者が判断してよい内容の基準を示していただくことは可能か（例：イベントチラシの構成、周知案内先の選定など）	・事業運営における個別業務の判断について、本事業仕様書で「発注者と協議」する旨の規定がある事項は、県への協議が必要となります。その他、イベントチラシの構成等、業務の詳細に関する県への協議の要否については、一定の基準を設けておりません。委託事業を運営する中で、適宜、県と調整しながら進めることとなります。